

多治見市医療機関物価高騰対策支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、医療機関物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 支援金は、物価高騰の状況においても、医療機関が質を保ったサービス提供を継続できるよう支援することを目的として交付する。

（交付対象者）

第2条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

（1）健康保険法（大正11年法律第70号）第65条による指定を受けた保険医療機関又は保険薬局であって、令和7年8月1日時点で市内に事業所を有すること。

（2）令和7年1月1日から同年7月31日までの間に、サービス提供した実績があること。

（3）市税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納していないこと（市長に対して分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める場合を含む。）。)

（4）多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等でないこと。

（支援金の内容）

第3条 市長は、別表に定める区分に応じ、事業所ごとに交付対象者に対し支援金を交付する。ただし、支援金の交付は、一の事業所における一の区分ごとに1回とする。

2 前項の規定にかかわらず、2以上の事業所において同一の区分のサービスを提供している場合であって、市長が実質的に一の事業所と認めるときは、当該2以上の事業所は一の事業所として支援金を交付する。

3 交付対象者が多治見市高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱（令和7年告示第233号）に規定する支援金の対象となる場合は、この要綱による支援金は交付しない。

（交付申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多治見市医療機関物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（1）申請に係る事業所のサービス提供実績が分かる書類

（2）その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請の期限は、令和7年10月31日とする。

（交付の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、支援金の交付の可否を決定し、多治見市医療機関物価高騰対策支援金交付・不交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、支援金の交付を決定したときは、当該支援金の交付決定に係る申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに支援金を交付するものとする。

（書類の保存）

第6条 交付決定者は、規則第19条に規定する帳簿及びその内容を証する書類を、支援金の交付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（調査等）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は現地調査等を行うことができる。

（交付決定の取消し及び支援金の返還）

第8条 市長は、交付決定者が偽り或其他不正の手段により支援金の交付決定を受けたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 既に交付を受けた支援金について、前項の規定により交付決定を取り消された交付決定者は、当

該取り消された部分につき速やかに市に返還しなければならない。

（その他）

第9条 支援金の交付に関し、この要綱及び多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号）に定めのない事項については、市長が別に定める。